

保 育 の 実 施 基 準 表

保護者の状況（同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合に限る。）		基準指数			
		両親	ひとり親		
類 型	細 目				
居宅外労働	週5日以上	昼間7時間以上の就労を常態とする場合		50	50
		昼間5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合		47	47
		昼間4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合		45	45
	週4日	昼間7時間以上の就労を常態とする場合		40	40
		昼間5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合		37	37
		昼間4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合		35	35
	週3日	昼間7時間以上の就労を常態とする場合		30	30
		昼間5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合		27	27
		昼間4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合		25	25
居宅内労働	週5日以上	昼間7時間以上の就労を常態とする場合		45	50
		昼間5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合		42	47
		昼間4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合		40	45
	週4日	昼間7時間以上の就労を常態とする場合		35	40
		昼間5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合		32	37
		昼間4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合		30	35
	週3日	昼間7時間以上の就労を常態とする場合		25	30
		昼間5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合		22	27
		昼間4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合		20	25
出 産		産前及び産後の休養中（出産予定月を挟んで前後2か月の合計5か月以内にあることをいう。）の場合		20	25
疾 病	入 院	疾病に罹患して1か月以上経過しており、かつ、現に入院している場合又は入院が確実に見込まれる場合		50	50
	居宅内	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある場合又は精神性若しくは感染性の疾病である場合		50	50
		病中病後の療養中で、週3日以上通院を常態とする場合		30	30
		病中病後の療養中で、上記以外の場合		20	25
障 害		身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度若しくは2度の障害を有する場合		50	50
		身体障害者手帳3級若しくは4級又は愛の手帳3度若しくは4度の障害を有する場合		30	30
介 護	病院等付添い	週5日以上	病院等に泊まり込み、又は病院等で昼間を通じて介護している場合	40	40
		週3日及び4日	病院等に泊まり込み、又は病院等で昼間を通じて介護している場合	30	30
	自宅療養	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある者又は精神若しくは身体に障害を有する者を介護している場合		40	40
災 害		火災その他の災害等による家屋等の損傷復旧に当たっている場合		50	50
不 存 在		保護者のいずれかが死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合			50
求 職		求職のため昼間外出を常態としている場合		20	25
就 学		不就労であるが、通学し、又は就労の技能習得をしている場合		25	25
特 例		上記の細目に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められる場合		選考会議で定める。	

備考

- 1 「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者のうち父（これに相当する者を含む。以下同じ。）及び母（これに相当する者を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 「同居の親族その他の者」とは、同一家屋内に居住する親族その他の者で、生計を一にする者をいう。
- 3 「両親」とは、父及び母の両方が存在している場合の当該父及び母をいう。
- 4 「ひとり親」とは、父又は母のいずれか一方が死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合の他方をいう。
- 5 「昼間」とは、午前7時から午後6時までをいう。
- 6 保護者それぞれの基準指数は、該当する細目のうち主たるものの基準指数（ひとり親にあっては、不存在の基準指数及び他の該当する細目のうち主たるものの基準指数の合計数）とする。
- 7 世帯の基準指数は、保護者それぞれの基準指数の合計数とする。
- 8 育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。）及び育児休業と同様の休業で事業主が証明したものの終了後、元の職場に復帰する場合は、育児休業が終了する日の属する月、その翌月及び翌々月に限り、世帯の基準指数に5を加算する。
- 9 入園を希望する児童に障害があり、当該児童が保育園に入園することが可能であると認められる場合は、世帯の基準指数に5を加算する。
- 10 調整指数は、次のとおりとする。

世帯の状況	調整指数
保護者のいずれかが育児休業及び育児休業と同様の休業で事業主が証明したものの終了後、元の職場に復帰する世帯	6
ひとり親になって3か月以内の世帯	6
児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が希望保育園に入園している世帯	5
生活保護受給世帯	4
保護者が共に居宅外労働に該当する世帯	3
保護者のいずれかが居宅内労働に該当し、かつ、当該居宅内労働が危険なものを扱う業種である世帯	2
保護者のいずれかが求職に該当し、かつ、生計の中心者である世帯	1
(注) 1 世帯の状況が複数の項目に該当する場合は、そのうちいずれか高い調整指数を適用する。 2 「危険なものを扱う業種」とは、建設資材及びプレス機に類する工作機器を常時必要とする業種並びにそば屋、中華料理店、大衆食堂、肉屋、総菜屋、理(美)容店、クリーニング店（取次店を除く。）、ガソリンスタンド、薬局、薬店等で常に火、油、薬等の危険物を取り扱っている業種をいう。	

(参考)

<p>東大和市保育の実施に関する条例施行規則 第5条より抜粋</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、基準表に照らしてその児童の保育に欠ける状況等を調査し、第4項及び第5項の規定により定めた保育の実施の承諾に係る順位（以下「順位」という。）保育の実施を希望する保育園の欠員状況その他必要な事項を勘案して、保育の実施の承諾の可否を決定するものとする。 2 (略) 3 (略) 4 市長は、順位を基準表に定める世帯の基準指数の高い順に応じて定めるものとする。この場合において、世帯の基準指数が同位のときは、基準表に定める調整指数の高い順により定め、調整指数が同位のときは、次に掲げる世帯の順序により定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者の勤務時間及び通勤時間が長い世帯 (2) 低所得世帯 5 市長は、順位を定めるに当たっては、入園希望又は転園希望の区別をすることなく同等の取扱いをするものとする。ただし、年度の途中に選考を行う場合において、入園希望及び転園希望に係る世帯の基準指数及び調整指数がいずれも同位のときは、前項各号に掲げる順序によらずに、入園希望を優先して取扱うものとする。

(育児休業を取得している方へのご案内)

育児休業から復帰する場合の上記基準指数及び調整指数の取扱いについては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定されている育児休業を取得している場合又は育児休業と同様の休業で事業主が証明した育児休業を取得している場合に限りです。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」では、最長の育児休業期間は『お子さんが1歳半になるまで』となっていますので、この期間を超えて育児休業を取得している場合につきましては、上記基準指数及び調整指数の取扱いは出来ませんのでご注意ください。